

インフルエンザワクチン接種補助のご案内

接種者の皆様へ

健康保険組合では加入者の疾病予防と重症化防止の為、インフルエンザワクチン接種の費用補助を行っております。同封の「接種補助券」は愛知県内での利用とともに、愛知県外で接種した際の補助金申請にも対応できる書式となっておりますので、補助券が利用できない医療機関で接種した場合は「補助金申請書」として健保組合または事業所に提出して下さい。接種券裏面への接種証明が有料の場合または接種補助券のない方は接種後に補助金申請書と領収書を健保組合に提出して下さい。(補助金申請書はHPよりダウンロードできます)

- ▶ **有効期限** : 令和4年10月1日 ~ 令和5年1月31日
- ▶ **対象者** : 接種補助券(表面)に記載(「記号・番号・氏名・生年月日」等もご確認下さい。)
- ▶ **健保組合補助額** : 1人あたり2,000円/回 ※2回接種の場合も1回分のみ。
ご不明な点または記載誤り等がございましたら下記の健康保険組合【TEL連絡先】までお尋ね下さい。

利用方法について

ワクチン接種を希望する医療機関に「予約」を行ってください。
予約した医療機関は、「A: 愛知県内」「B: 愛知県外」どちらになりますか？

接種時に当健保の加入者であることが補助条件となります。

「A: 愛知県内」の場合

- 予約した医療機関が「接種補助券」の利用ができるか下記HPにて確認をお願いします。
- ① NPOあいちHP (<http://npo-aichimed.or.jp>) 
 - ② 健保連愛知HP (右記のQRコードよりアクセス)



「B: 愛知県外」の場合

(a) 利用できる医療機関

「接種補助券」(表面)を使用します

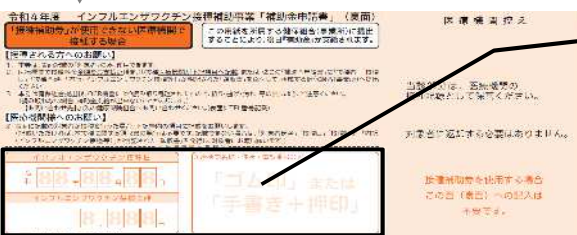
医療機関にて
「健康保険証」と「接種補助券(表面)」を
窓口にて提出
(ワクチン接種の実施)

健保組合補助額と接種料金の「差額」を
支払う → これで終了です。
※接種料金が補助額以内の場合は、
自己負担はありません

「接種補助券」(表面)



「補助金申請書」(裏面)



(b) 利用できない医療機関

「補助金申請書」(裏面)を使用します

医療機関にて
健康保険証を窓口にて提出(ワクチン接種の実施)
→ 接種料金の「全額」を支払う

窓口で「補助金申請書」(裏面)への接種の証明 及び 費用について
お尋ね下さい。(証明を依頼した場合の「文書料」の有無を確認)

文書料あり

「領収書の発行」を依頼
(接種者、接種日、接種金額、
インフルエンザ予防接種(但書)が
明記されているもの)
補助金申請書は請求に必要です。
必ず持ち帰して下さい。

文書料なし

「補助金申請書」に
接種の証明記載を依頼

「補助金申請書」と「領収書」の提出

「補助金申請書」の提出

健保組合または事業所に提出
※ 令和5年2月10日(金)必着

→ 後日、補助金が支給されます

記載については、「文書料」が有料か無料か窓口でお尋ね下さい

- ▶ 文書料「有料」→ 記載不要、領収書を入手して下さい
- ▶ 文書料「無料」→ 記載を依頼して下さい